

第 8 号議案

亀岡市地域公共交通会議条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市地域公共交通会議条例（平成 29 年亀岡市条例第 22 号）
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

亀岡市地域公共交通会議条例（平成 29 年亀岡市条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」とい
う。）」を「地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」に
改める。

第 2 条第 2 号中「網形成計画」を「交通計画」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（事務局）

第 7 条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局をまちづくり推進部に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 8 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「市長」を「会長」
に改め、同条を第 10 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（監査）

第 8 条 交通会議に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監査委員は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

亀岡市地域公共交通会議条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 地域公共交通網形成計画の改定に際し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画を策定するため、亀岡市地域公共交通会議に事務局及び監査委員を設置すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用すること。